

平成 17 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄 人 化 計 画
代表社名 代表取締役社長 日 野 洋 一
(コード番号：2404 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 浦 野 敏 男
(電話：03 - 5773 - 9184)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 28 日開催の取締役会において、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 11 月 25 日開催予定の第 7 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、優秀な人材を確保することにより更なる企業価値の増大を図ることを目的として、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を付与するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び子会社の取締役、監査役、従業員及び関連会社の取締役並びに社外協力者のうち、当社の取締役会が認めた者。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的となる株式の数を調整する。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

(3) 発行する新株予約権の数

1,000 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個につき発行する普通株式の数は 1 株とする。但し、前項に定める株式数の調整を行った場合、新株予約権 1 個につき発行する普通株式の数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際し、払い込みをなすべき 1 株当たりの金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。以下「行使価額」という)に、(3)で定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権発行日の前営業日の終値(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

尚、新株予約権の発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

平成19年11月26日(月)から平成22年11月25日(木)までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

新株予約権者は、権利の一部又は全部を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使日において、当社の取締役、監査役、従業員及び関連会社の取締役並びに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由であると認めた場合には、この限りではない。

その他の権利行使の条件については、第7回定時株主総会決議及び取締役会決議の授権に基づき、当社と各新株予約権者との間で締結される「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となり、合併契約が株主総会で承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社の株主総会で承認されたときは、当社は全ての新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が上記(7)記載の新株予約権行使条件及び制限のいずれかの条件を満たさなかった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を得るものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記の新株予約権の発行につきましては、平成17年11月25日開催予定の第7回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを前提といたしております。